

「管理不全空家等」について

■「管理不全空家等」とは

今後も空き家の増加が見込まれる中、空き家が特定空家等の状態にならないよう、所有者等へ適正管理を今まで以上に促していく必要がある。このような背景から、今回の法改正において新たに「管理不全空家等」が規定された。

放置すれば特定空家等になるおそれがある空き家を「管理不全空家等」とすることにより、所有者等に対し、国の管理指針に即した「指導」「勧告」を行うことができる。指導しても改善されない場合に「勧告」を行い、敷地に係る固定資産税等の住宅用地特例が適用外となる。

■事務局の「管理不全空家等」に対する考え方（案）（別紙1参照）

（1）「管理不全空家等」の認定への流れについて

別紙1参照。

「管理不全空家等」は、管理不全が進むと特定空家等となるおそれがある空家等について、早めに管理不全の解消を促し、特定空家化を防ぐことが主旨であるため、「管理不全空家等」の認定については事務局において行いたい。

（2）「管理不全空家等」に対する措置について

事務局にて認定した「管理不全空家等」へは、まず書面等による「指導」を行い、管理不全の解消を促していく（別紙1③）。

指導によっても管理不全が解消されないものについては「勧告」を行う。流れとしては、勧告の是非や内容について庁内検討委員会へ諮り（別紙1④）、勧告を行うべきとの助言があった場合は、協議会（特定空家等協議部会）へ報告したうえで（別紙1⑤）、勧告を行うこととした（別紙1⑥）。

■「管理不全空家等」の認定・措置の流れ（概略）

